

別紙様式第十号（第七十一条第一号関係）（平24内府令4・平27内府令38・令2内府令75・  
一部改正）

	30〔7〕cm以上		
20 〔5〕 cm 以上	金融商品取引業者登録票		
	（第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業の別）		
	登録番号	財務（支）局長（金商）第	号
	（金融商品取引業者の商号、名称又は氏名）		
	（加入している金融商品取引業協会の名称）		

（注意事項）

- 1 〔 〕内は、営業所又は事務所が無人の端末である場合の大きさとする。
- 2 「第一種金融商品取引業」については、第一種少額電子募集取扱業者であるときは、「第一種少額電子募集取扱業務」と、「第二種金融商品取引業」については、第二種少額電子募集取扱業者であるときは、「第二種少額電子募集取扱業務」と表示すること。
- 3 「投資運用業」については、適格投資家向け投資運用業を行うことにつき法第29条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、「適格投資家向け投資運用業」と表示すること。
- 4 加入している金融商品取引業協会の名称に続けて「加入」と表示すること。
- 5 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。